

【決定・審決】

特許異議申立て

特許無効審判

第一二〇条の六

- 1 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。
 - 一 特許異議申立事件の番号
 - 二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 三 決定に係る特許の表示
 - 四 決定の結論及び理由
 - 五 決定の年月日

- 2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

第一五七条

- 1 審決があつたときは、審判は、終了する。
- 2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。
 - 一 審判の番号
 - 二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 三 審判事件の表示
 - 四 審決の結論及び理由
 - 五 審決の年月日

- 3 特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

【その他】

【審判書記官】	
特許異議申立て	特許無効審判
第一一七条 1 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。	第一四四条の二 1 特許庁長官は、各審判事件（第百六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。 2 審判書記官の資格は、政令で定める。
2 第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。	3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。 4 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。 5 第百三十九条（第六号及び第七号を除く。）及び第百四十条から前条までの規定は、審判書記官について準用する。この場合において、除斥又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に関与することができない。